

「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の 評価（案）の概要

1. 事業概要

事業内容：「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」

実施期間：平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

応札者数：1者

2. 事業実施に関する評価

- 確保されるべき質として設定された以下の項目を全て達成している。
 - ・発注対象の各登録意匠について、調査対象資料を調査し、別添資料2に示す基準に従って「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠を収集し、相関情報を作成すること。
 - ・「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した調査対象資料に対しては、その理由を適切に表した報告書を作成すること。
 - ・相関情報及び報告書の納品後、契約期間内に誤りが確認された場合、民間事業者は全ての相関情報及び報告書を再検証した上で誤りを修正し、再度納品すること。
 - ・特許庁の公表する意匠審査スケジュールに合わせた事業スケジュールを厳守すること。

- 民間事業者からの見直しの提案を契機により精緻な判断基準を作成することができ、最新の意匠審査基準に則した相関情報を精度良く作成することができたことから、民間事業者のノウハウの発揮が業務の質の向上に貢献した。

3. 実施経費に関する評価

本事業の実施経費は、登録意匠の件数に1件当たりの単価を乗じた額となるが、契約単価は2,600円であり、従来の契約単価は3,480円（平成24年度）と比べて880円（▲25.3%）となっている。

平成25年度及び26年度の平均件数では、単年度当たり22,920千円（▲25.3%）の経費が削減されている。

4. 今後の事業

本事業は、実施状況が良好であり、経費も削減されているが、一者応札となっていることから、競争性改善策を講じつつ市場化テストを継続して実施することが適当であると考えられる。